

名古屋市市税条例施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和7年12月26日

名古屋市長 広沢一郎

名古屋市規則第133号

名古屋市市税条例施行細則の一部を改正する規則

名古屋市市税条例施行細則（昭和31年名古屋市規則第39号）の一部を次のように改正する。

第28号様式中

控除対象配偶者の内訳		扶養親族の内訳								本人該当の控除の内訳		
一般	老人	特定	同居老親	老人	16歳未満	その他	同居特障	特別障害	その他障害	寡婦	ひとり親	勤労学生

を

に改める。

控除対象配偶者の内訳		扶養親族の内訳							本人該当の控除の内訳				
一般	老人	特定	同居老親	老人	16歳未満	その他	同居特障	特別障害	その他障害	寡婦	ひとり親	勤労学生	
特 定 親 族	特 別 障 害	そ の 他 障 害											

」

第28号様式の2及び第28号様式の2の2中

「

控除対象扶養親族の内訳		扶養親族の内訳						本人該当の控除の内訳		扶養親族の内訳						本人該当の控除の内訳							
一般	老人	特定	同居老人	16歳未満	その他	同居特障	特別障害	その他障害者	寡婦	ひとり親	勤労学生	一般	老人	特定	同居老人	16歳未満	その他	同居特障	特別障害	その他障害者	寡婦	ひとり親	勤労学生

」
 める。」

第28号様式の2の3中

「

所 得 控 除	雑損		円
	医療費	社会保険料	
小規模企業共済等			円
生命保険料			円
地震保険料			円
障・寡・ひ・勤			円
配偶者			円
配偶者特別			円
扶養			円
基礎			円

」
 を

「

所 得 控 除	雑損		円
	医療費	社会保険料	
小規模企業共済			円
生命保険料			円
地震保険料			円
障・寡・ひ・勤			円
配偶者			円
配偶者特別			円
扶養			円
特定親族特別			円
基礎			円

」
 に改める。

附 則

- この規則は、令和8年1月1日から施行する。
- この規則による改正後の名古屋市市税条例施行細則（以下「新規則」という。）の規定は、令和8年度以後の年度分の個人の市民税について適用し、令和7年度分までの個人の市民税については、なお従前の例による。
- この規則の施行の際現にこの規則による改正前の名古屋市市税条例施行細則の規定に基づいて作成されている用紙は、新規則の規定にかかわらず、当分の間、修正して使用することができる。